

議会運営委員会

令和 4 年 5 月 1 9 日（木）

午前 9 時 5 7 分開 会

○仲委員長 おはようございます。

ただいまから、第 4 回臨時会に伴う議会運営委員会を開催いたします。

それでは、まず、市長から挨拶がございます。

○加藤市長 おはようございます。

本日は、令和 4 年第 4 回臨時会のための議会運営委員会を開催していただきまして、誠にありがとうございます。

本臨時会に上程いたします議案につきましては、議案第 3 8 号、令和 4 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 3 号）の議決について及び議案第 3 9 号、尾鷲市地域資源活用総合交流施設の指定管理者の指定についての 2 議案と、報告第 5 号、公益財団法人尾鷲文化振興会の令和 4 年度事業計画及び予算についての報告 1 件でございます。

なお、議案第 3 9 号、尾鷲市地域資源活用総合交流施設の指定管理者の指定につきましては、第 1 回定例会開会前に、議案の上程を取り下げさせていただいたものでございますが、今月、1 1 日に指定管理者の選定を行い、改めて議案上程させていただくものでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

提出議案の詳細につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしく御審査賜りますようお願いいたします。

よろしくお願いします。

○仲委員長 ありがとうございます。

それでは、提出議案について総務課長から説明願います。

○竹平総務課長 それでは、今回提案しております議案について説明させていただきます。

まず、通知をさせていただきます。議案書の 1 ページをお願いいたします。

議案第 3 8 号、令和 4 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 3 号）の議決についてにつきましては、別冊の補正予算書にて説明させていただきます。

お手元に配付の令和 4 年度尾鷲市一般会計補正予算書（第 3 号）及び予算説明書の 1 ページをお願いいたします。通知をさせていただきます。

今回の補正予算計上額は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ３，７８４万３，０００円を追加し、これにより予算総額を１０５億５，３０２万７，０００円とするものでございます。

まず、歳入について説明させていただきます。

１０ページ、１１ページをお願いいたします。通知をさせていただきます。

１４款国庫支出金、１項国庫負担金、２目衛生費国庫負担金１，１８４万円の増額は、新型コロナウイルスワクチンの４回目接種に係るもので、新型コロナウイルスワクチン接種事業負担金の増額でございます。

同じく、２項国庫補助金、２目民生費国庫補助金１，８５７万７，０００円の増額は、子育て世帯生活支援特別給付金の支給に係る新型コロナウイルス感染症セーフティーネット強化交付金、また、３目衛生費国庫補助金３３９万円の増額は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金の増額でございます。

次に、１５款県支出金、２項県補助金、３目衛生費県補助金４０３万６，０００円の増額は、新型コロナウイルスワクチン接種医療従事者派遣事業補助金の追加でございます。

次に、歳出について御説明させていただきます。

次ページを御覧ください。

２款総務費、１項総務管理費、３目財産管理費１５４万７，０００円の増額は、今回の補正に伴う財政調整基金積立金でございます。

次に、３款民生費、２項児童福祉費、３目母子福祉費、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業１，８５７万７，０００円の増額は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、児童１人当たり一律５万円を給付するためのもので、主なものは、総合住民情報システム改修業務委託料６２万７，０００円と、子育て世帯生活支援特別給付金１，７５０万円の増額でございます。

次に、４款衛生費、１項保健費、２目予防費、感染症予防対策事業１，９２６万６，０００円の増額は、新型コロナウイルスワクチンの４回目接種に係るもので、主なものは接種券等の通信運搬費１６０万７，０００円、予防接種委託料５５６万６，０００円、冷暖房機器借上料３６０万円のほか、次のページ、１５ページになりますが、新型コロナウイルスワクチン接種医療従事者派遣事業補助金４０３万６，０００円の追加でございます。

次に、６款商工費、１項商工費、３目観光費、観光施設管理整備事業１５４万７，

０００円の減額は、本年度の指定管理期間が短縮となることに伴う夢古道おわせ指定管理料の減額でございます。

続きまして、５ページを御覧ください。

５ページ、第２表債務負担行為補正の追加でございますが、尾鷲市地域資源活用総合交流施設指定管理料で、期間を令和５年度から令和６年度まで、限度額を１，８５７万２，０００円と定めるものでございます。

続きまして、議案書に戻りまして、２ページを御覧ください。通知をさせていただきます。

議案第３９号、尾鷲市地域資源活用総合交流施設の指定管理者の指定についてでございますが、公の施設の指定管理を行うに当たり、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者を指定する施設の名称は、夢古道おわせ、指定管理者は株式会社熊野古道おわせで、指定の期間は令和４年５月２４日から令和７年３月３１日までとするものでございます。

次に、３ページ、報告第５号、公益財団法人尾鷲文化振興会の令和４年度事業計画及び予算についてにつきましては、地方自治法第２４３条の３第２項の規定により別冊のとおり、報告させていただくものでございます。

以上をもちまして、提出議案の説明とさせていただきます。

○仲委員長　以上が提出議案の説明でございますが、このことについて質疑がございますか。

○南委員　１点だけ、１日も早い風呂の再開を望みたいので、１点だけちょっと確認をいたします。

予算書の５ページの今、債務負担行為補正の執行部から説明があつて、１，８５７万２，０００円ということで、５年、６年ですか、昨年の９月に債務負担行為補正を組んだときの予算、幾らでした。それだけちょっと参考までに。

○竹平総務課長　令和４年度から令和６年度の３年間でございまして、そのときの組んだ金額は２，７８５万８，０００円でございます。今回は２か年ですので、その１年分を除いた額で５年、６年度の額が変わって、変更はないものでございます。

○南委員　分かりました。ありがとう。

○仲委員長　よろしいですか。

ほかにございませんか、質疑は。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○仲委員長 なしと認めます。

それでは、臨時議会の提出議案については議案２号と報告１件ということになります。

続きまして、会期及び議事日程案について、議会事務局からよろしく。

○高芝議会事務局長 それでは、会期及び議事日程案について説明させていただきます。

会期は５月２４日火曜日、１日の予定でございます。

会議は午前１０時開会とさせていただきます。

審議の内容でございますが、会議録署名議員の指名、会期決定の後、議案上程、提案説明、質疑、委員会付託。これは先ほど執行部より説明がありました議案第３８号、令和４年度尾鷲市一般会計補正予算（第３号）の議決について及び議案第３９号、尾鷲市地域資源活用総合交流施設の指定管理者の指定についての２議案についてでございます。委員会付託の後、本会議を暫時休憩し、第二・第三委員会室において行政常任委員会を開催して、付託議案の審査を行っていただきます。

委員会終了後、本会議を再開し、委員会の審査結果等の委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決を行っていただきます。

次に、報告、質疑。これは、報告第５号、公益財団法人尾鷲文化振興会の令和４年度事業計画及び予算についての報告１件についてでございます。

なお、議案質疑発言通告書及び討論発言通告書の提出期限につきましては、２３日月曜日の午前１１時までとさせていただきます。

また、ただいま議案付託表（案）のほうを通知させていただきましたので、御確認いただきますようよろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

○仲委員長 会期及び議事日程について、何かございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○仲委員長 なしと認めます。

続きまして、説明員の出席について。

○竹平総務課長 説明員の出席者についてでございますが、まず、三役、それと私、総務課長、財政課長、政策調整課長、福祉保健課長、商工観光課長、生涯学習課長でよろしくお願ひしたいと思います。

○仲委員長 説明員の出席について、よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○仲委員長　　以上が審議内容でございますが、その他で、局長、何か。

○高芝議会事務局長　　それでは、お知らせさせていただきます。

先日、既に、タブレットのほうで通知させていただいておりますが、本市における夏のエコスタイル等の実施につきましては、既に5月1日から始まっております。今年度9月末まで実施される予定となっております。

議会におきましても、例年どおり、議場につきましては、ノーネクタイで上着着用。委員会につきましては、上着、ネクタイ共になしなど、適宜対応していただくという運用でお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

説明は以上でございます。

○仲委員長　　エコスタイルについては以上でございます。

ほかに。

○西川委員　　議会運営上のことで、ちょっと言わせていただきたいんですけど、特に最近、委員会で私語が物すごく多いように思われます。特に全部、ベテランの方だと思いますけど、新人はきちんと手を挙げて委員長の許可を求めているのに、ベテランの方がもう私語をやっておるようでは、これ、恥ずかしいことだと思うので、ちょっとそこを見直してください。笑い事じゃないですよ、村田さん。

○南委員　　すみません。僕のところというか、行政常任委員会のことかなと思うんですけども、当然、委員長として、私語が会議上、声高になり、大きくなった場合は、当然制止はしていくつもりでおりますけれども、別段、本来私語は控えるべきなんですけれども、委員会運営上は、多少、委員長としては、あまりまでそないまで気にすることじゃないのかなというような思いが。ひどくなってきたら必ず私、制止はします、委員会運営上、議事進行上ね。できるだけそういった私語があれば注意するようにさせていただきますので、よろしくお願いします。

○西川委員　　じゃ、その程度の私語なら僕たちもまねしていいんですよ。今までみたいな感じのだったら。じゃ、そういうふうにしても違反ではないんですね。委員長が止めるまでは。

○南委員　　当然、委員長は議事進行権を持っておりますので、委員長のほうで、適時、そのような判断をさせていただきますので、御理解を賜りたいと思います。

○仲委員長　　御意見がありましたけど、委員長からもあったんですけど、常任委員会は常任委員長の進行の範疇でございますので、尊重して。ただ、議事進行上の発言については、ある程度認められるということでございますので、委員長のそういう御判断でよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○南委員　　すみません、お願いします。

○仲委員長　　以上で議会運営委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

（午前１０時１０分　閉会）